

# 公益財団法人山田昇記念財団

## 第11回ドライブレコーダー機器導入助成 募集要項

### 1. 目的

子どもたちを交通事故から守るために、交通事故の総数を減らし重大事故の発生を抑える事を目的とする。

### 2. 募集内容

群馬県内の学校・団体等で幼児・児童・生徒・学生等の送迎用として使用している車両で、事故防止の観点からドライブレコーダーの取り付けを希望する学校・団体等所有または管理の車両。

### 3. 応募方法

弊財団指定の「ドライブレコーダー機器導入助成申込書」に必要事項を記入し、弊財団事務局まで郵便、FAXまたはEメールにて、ご送付下さい。

### 4. 募集期間

平成30年12月1日(土)～12月15日(土)  
※平成30年12月15日(土)消印まで有効

### 5. 応募条件

- ① 群馬県内に所在する学校・団体等が所有または管理している車両。
- ② 学校・団体等で幼児・児童・生徒・学生の送迎用として使用している車両。
- ③ ドライブレコーダーが未装着車両。  
上記条件が満たされる場合のみ募集することが可能となります。

### 6. 助成内容

- ① ドライブレコーダー機器の無料進呈(助成予定台数 50台)
- ② ドライブレコーダー機器取付費用の一部又は全額補助  
(税込8,640円/台まで)

### 7. 助成の決定及び通知

- ① 助成については、申込書到着順といたします。助成予定台数に達した場合は、次年度以降、優先的にご案内させていただきます。
- ② 助成の採否については、別途弊財団より連絡いたします。

## 8. 機器の受渡及び取付

- ① ドライブレコーダー機器本体は、助成決定通知と共に学校・団体等へお送りいたします。
- ② ドライブレコーダー機器本体到着後1ヶ月以内に取付を完了して下さい。  
また、「ドライブレコーダー搭載車」ステッカーの貼付をお願いいたします。
- ③ ドライブレコーダー取付後、2週間以内に弊財団指定取付報告書作成し弊財団宛に送付して下さい。

※取付費用が発生しなかった場合でも報告書の提出は必要です。

- ④ 取付費用については一部又は全額の助成を行います。

(1台につき 最大8,640円・税込)

※取付費用助成の申請は、機器と一緒に送付する「助成金申請書」に必要事項をご記入いただき、添付書類を添えて、弊財団までお送りください。

## 9. 書類の送付先及びお問い合わせ先

公益財団法人山田昇記念財団

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1-1

TEL・FAX : 027-321-2221

メールアドレス : zaidan@yamada-denki.jp

## 10. 注意事項

- ① 申請書類は返却いたしません。
- ② 申請書類上の個人情報、助成選考及び選考結果の連絡に使用し、その他の目的に使用いたしません。
- ③ 助成となった場合、弊財団関連の印刷物・ホームページ等で学校・団体名を公表する場合があります。
- ④ ドライブレコーダー機器本体及び管理、処分、取付不備、車両故障、事故等の一切の責任を負いかねます。

予めご了承の上、お申し込み下さい。

以上